



福島医発第 2175 号 (地)
令和元年 11 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

医薬品は、原則として承認された効能・効果及び用法・用量を前提に保険適用されておりますが、保険適用を迅速に行うことでドラッグ・ラグを解消する観点から、一定の条件を満たした医薬品（薬事・食品衛生審議会（薬食審）において公知申請に係る事前評価が終了した医薬品）については、今後追加される予定の効能・効果及び用法・用量についても保険適用を可能とする取扱いが、平成 22 年 8 月 25 日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会にて了承されたところです。

今般、令和元年 10 月 31 日に開催された薬食審第一部会において、添付資料の「別添 2」に示される 1 成分 1 品目についての事前評価が行われた結果、当該品目については公知申請を行っても差し支えないとの結論となり、「別添 1」に示されている 1 成分 1 品目については、今後追加される予定の効能・効果及び用法・用量についても 10 月 31 日から保険適用が可能となった旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本件については、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されますことを申し添えます。
- 2) 「別添 2」のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び医薬安全対策課長からも日本医師会に対し、周知依頼があったとのことです。

(添付資料)

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

(令和元年. 10. 31 保医発 1031 第 6 号 厚生労働省保険局医療課長)

※上記通知中に「別添 2」として「新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」(令和元年.10.31 薬生薬審発 1031 第 1 号・薬生安発 1031 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び医薬安全対策課長)を含む。

日医発第 813 号（保 180）
令和元年 11 月 13 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義 武

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

医薬品は、原則として承認された効能・効果及び用法・用量を前提に保険適用されているところですが、保険適用を迅速に行うことでドラッグ・ラグを解消する観点から、一定の条件を満たした医薬品（薬事・食品衛生審議会（薬食審）において公知申請に係る事前評価が終了した医薬品）については、今後追加される予定の効能・効果及び用法・用量についても保険適用を可能とする取扱いが平成 22 年 8 月 25 日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会にて了承されたところです。

今般、令和元年 10 月 31 日に開催された薬食審第二部会において、添付資料の〔別添 2〕に示される 1 成分 1 品目についての事前評価が行われた結果、当該品目については公知申請を行っても差し支えないとの結論となりました。

これを受け、〔別添 1〕に示される 1 成分 1 品目については今後追加される予定の効能・効果及び用法・用量についても 10 月 31 日から保険適用が可能となりました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解頂きますとともに、貴会管下の関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、添付資料の〔別添 2〕につきましては、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び医薬安全対策課長からも周知方の依頼がありましたことを申し添えます。

また、本件については、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

(添付資料)

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて
(令和元年. 10. 31 保医発 1031 第 6 号 厚生労働省保険局医療課長)

※上記通知中に [別添 2] として「新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」(令和元年.10.31 薬生薬審発 1031 第 1 号・薬生安発 1031 第 1 号 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び医薬安全対策課長) を含む。

保医発 1031 第 6 号
令和元年 10 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

本日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において、別添 2 の 1 成分 1 品目の適応外使用に係る公知申請についての事前評価が行われた結果、当該品目について公知申請を行っても差し支えないとの結論が得られたところです（別添 2：令和元年 10 月 31 日付け薬生薬審発 1031 第 1 号・薬生安発 1031 第 1 号）。

これを踏まえ、別添 1 の 1 成分 1 品目について、今般追加される予定である効能・効果及び用法・用量を本日より保険適用とするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

一般名：ブスルファン

販売名：ブスルフェクス点滴静注用 60mg

会社名：大塚製薬株式会社

追記される予定の効能・効果（下線部追加、関連する部分のみ抜粋）：

ユーイング肉腫ファミリー腫瘍、神経芽細胞腫、悪性リンパ腫における自家造血幹細胞移植の前治療

追記される予定の効能・効果に対応する用法・用量：

他の抗悪性腫瘍剤との併用において、成人には A 法又は B 法を使用する。なお、患者の状態により適宜減量する。

成人	A 法：ブスルファンとして 1 回 0.8 mg/kg を 2 時間かけて点滴静注する。本剤は 6 時間毎に 1 日 4 回、4 日間投与する。 B 法：ブスルファンとして 1 回 3.2 mg/kg を 3 時間かけて点滴静注する。本剤は 1 日 1 回、4 日間投与する。
----	---

薬生薬審発 1031 第 1 号
薬生安発 1031 第 1 号
令和元年 10 月 31 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する
事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品については、平成 22 年 8 月 30 日付け薬食審査発 0830 第 9 号・薬食安発 0830 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び安全対策課長連名通知「薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」（以下「連名通知」という。）にて各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたが、令和元年 10 月 31 日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において、別添の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議報告書に基づき、公知申請についての事前評価が行われ、公知申請を行っても差し支えないとされました。

つきましては、別添の医薬品について、連名通知における取扱いと同様の取扱いを行っていただきますよう、貴管下関係医療機関及び関係製造販売業者に対する周知徹底及び御指導方よろしくお願いいたします。

[別添]

1. 一般名：ブスルファン

販売名：ブスルフェクス点滴静注用 60mg

会社名：大塚製薬株式会社

追記される予定の効能・効果（下線部追加、関連する部分のみ抜粋）：
ユーイング肉腫ファミリー腫瘍、神経芽細胞腫、悪性リンパ腫における自家造血幹細胞移植の前治療

追記される予定の効能・効果に対応する用法・用量

他の抗悪性腫瘍剤との併用において、成人には A 法又は B 法を使用する。なお、患者の状態により適宜減量する。

成人	A 法：ブスルファンとして 1 回 0.8 mg/kg を 2 時間かけて点滴静注する。 本剤は 6 時間毎に 1 日 4 回、4 日間投与する。 B 法：ブスルファンとして 1 回 3.2 mg/kg を 3 時間かけて点滴静注する。 本剤は 1 日 1 回、4 日間投与する。
----	---